



「富山湾を望む
国道470号 能越県境PA」

■撮影者：北陸地方整備局 富山河川国道事務所
■撮影年月：平成27年10月
■撮影場所：石川県七尾市大泊～富山県氷見市脇
■コメント：真っ青な空と海そして立山連峰が
眺望できる場所・・・癒やし系木のトイレ

Contents

年頭挨拶	【営繕部長】	2
事業紹介			
北陸信越検査部長岡事務所検査場ピット改修工事	【営繕部 整備課】	3
能越自動車道「能越県境PA」整備工事	【富山河川国道事務所】	4
新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院の完成	【新潟県土木部都市局営繕課】	6
トピックス			
官庁施設の津波対策を紹介	【営繕部計画課, 金沢営繕事務所】	7
平成27年度 営繕工事安全連絡会議を開催	【営繕部保全指導・監督室, 金沢営繕事務所】	8
保全便り			
業務用冷凍空調機器の点検（フロン排出抑制法）	【営繕部 保全指導・監督室】	9
保全の豆知識-2 雪解け後の外部回りの点検	【営繕部 保全指導・監督室】	11
情報ホットライン			
公共建築に関する情報発信 情報ホットライン		13



年頭挨拶

北陸地方整備局営繕部長

佐藤 彰 芳

あけましておめでとうございます。

日頃から営繕行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

営繕部では官庁施設の整備と保全指導の2つを根幹的業務として取り組んでいますが、加えて昨年は、改正品確法の適切な運用を推進するために、業界団体からの声を聞き、併せて地方公共団体の支援に取り組んできました。

施設整備の主な事業としては、防災・減災対策、老朽化対策及び木材利用の促進を図る観点から、佐渡海上保安署、石川運輸支局、下越森林管理署村上支署の更新事業に着手し、今年も継続して取り組んでいきます。

また、北陸地方整備局管内の国家機関の建築物は、約530施設、延べ面積約86万㎡あります。そのうち、宿舎を除く庁舎等は、約330施設、約63万㎡あり、建設後30年を超えている施設の割合が約55%を占める状況になっています。

官庁施設は、国民共通の財産であり、長期にわたり良質なストックとして国民の社会経済活動の基盤となるよう有効に活用されなければなりません。そのためには、点検等により施設の劣化状況や問題点を十分把握し、修繕、改修、更新等を計画的かつ着実に実施する必要があります。

このため、施設管理をされる皆様からのご相談やご質問等に引き続き丁寧に対応していくと共に、保全実態調査結果を踏まえた適切な保全支援や保全指導を進めていきます。

さらに、改正品確法に基づく「発注事務関係の運用に関する指針」の適切な運用を図るため、昨年9月1日に北陸地方整備局内に局長をトップとする「公共工事発注者支援本部」を設置し、関係部が連携して支援に取り組んでいるところです。

営繕事業においては、実勢価格と現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定、適切な工期設定、工事書類作成の効率化、施工条件の変更に伴う適切な設計変更など、円滑な施工確保対策に取り組んできました。

営繕部では、それらのノウハウ等を活かして、新潟県、富山県及び石川県の協力のもと、市町村の営繕担当者に対して営繕事業の取組について情報提供を行い、それらの普及・促進を図るとともに、「公共建築相談窓口」において個別相談に対応しているところです。平成27年4月から12月までの相談件数は113件となっており、平成26年度の13件の約9倍になっており、相談窓口が定着してきていると考えています。

また、建設業団体には、営繕部の各種取組を説明させて頂き、現場における課題等についてご意見を頂く機会を得ました。

昨年4月以降の県市町村の建築関係工事の入札状況をみますと、多少の入札不調は生じているものの、再度の入札手続きで契約に至っており、全体として落ち着いた状況にあると考えています。

今年も現場で抱える課題などを的確に把握して、必要に応じた各種対応の見直し、「公共建築相談窓口」における個別質問や相談への対応等を含めてさらに支援等を進めて行きたいと思っております。

国の関係機関、地方公共団体、建設業団体等から頼られる組織になるよう引き続き取り組んで参ります。

それでは、皆様にとって明るい年になりますことをお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



自動車検査機器更新に伴う改修工事

北陸信越検査部長岡検査場ピット改修工事

(営繕部 整備課)

1 事業概要

この事業は、北陸信越検査部長岡事務所検査場の検査機器更新に伴い、既存のピットの一部をとりこわし、新たな検査機器設置のため、ピットの拡幅工事等を行うものです。

今回更新される機器は、「大型車対応自動方式総合検査用機器」（大型マルチテスタ）というもので、現在導入されている機器よりも大きく、北陸でははじめて導入される機器となります。

これを導入することにより、小型乗用車から大型トラックまで、多種多様な車輛の検査が対応可能となり、車種によらず1つのテスタで検査が出来るため、受検者も常に慣れたコースでの受検が可能となります。また、検査中の車輛の移動回数を低減させる事が出来たり、検査を安全に実施する機能を搭載しているなど、受検者負担の軽減と安全性向上を両立させる事が可能となります。

2 施工上の注意点

今回の工事では、検査コースが4コースある中の1コースを改修するため、振動、騒音及び粉塵が予想される工事（ピット壁とりこわし工事等）は休日に作業を行う事としています。

また、平日作業においても自動車の検査を行っている隣のコースへの影響、及び車輛への損傷等を考慮し、工事を行うコースと隣接するコースとの間に単管を組み、養生シートで仕切る事で工事を円滑に進められるよう配慮しています。

工期が2月26日となっており、3月中には運用開始を行う予定です。

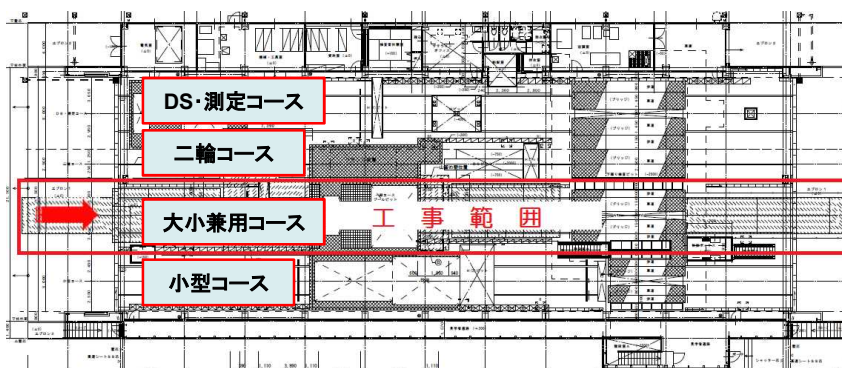


ピット壁とりこわし状況



検査場内部写真

改修工事コース



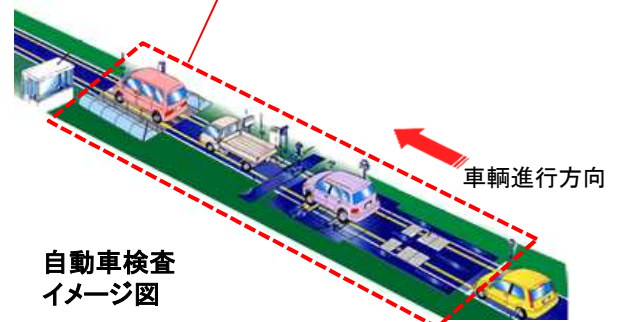
検査場 平面図



ピット完成写真

建物（検査場上屋）概要

- 所在地：新潟県長岡市撰田屋町字外川2643-1
- 施設名称：北陸信越検査部長岡事務所
- 建物：鉄骨造 平屋建
- 延床面積：約1,480㎡
- 工期：平成27年9月24日～平成28年2月26日



自動車検査イメージ図

能越自動車道
「能越県境PA」整備工事
(富山河川国道事務所)



「富山湾を望む ～ 国道470号 能越県境PA」

◆ 工事概要

高規格幹線道路網計画策定のひとつとして、富山県・石川県をまたぐ、国道470号能越自動車道が平成27年3月28日に開通しました。道路交通の量的拡大と広域化、高速性及び定時性といった道路利用者のニーズに応じていくため、規格の高い広域幹線ネットワークの拡充を目的としています。

事業の一環として、富山県・石川県境にパーキングを設置して、道路利用者への休憩場所としてトイレを新築しました。トイレ棟を含めたパーキングエリアは、一般公募でパーキングエリアの名称を募集し、平成27年11月8日にオープンしました。

- 所在地：石川県七尾市大泊～富山県氷見市脇
 - 工事期間：平成27年3月～平成27年10月
 - 発注者：北陸地方整備局 富山河川国道事務所
金沢河川国道事務所
 - 施設名：能越県境PA
『上り線：石動山側』
RC-1一部W 延べ面積139㎡
『下り線：仏島側』
RC-1一部W 延べ面積134㎡
 - 駐車台数：小型10台、大型11台
 - 施設：公衆トイレ 男子 小4+大3
女子 7
多目的 1
- ※駐車台数及びトイレ内訳は上下線とも同じ。



夜間におけるトイレ全景

◆ 特徴 ～6つのキーワード～

富山湾越しに雄大な立山連峰を眺める能登半島の沿岸に位置し、周辺は棚田が並ぶ昔ながらの田園風景を眺めることができる自然豊かな場所に立地しています。

①ほっとする施設

立山連峰や地域の原風景である棚田を眺望できる癒しの休憩スペースを設けて、運転で疲れた利用者がほっと一息つける場を提供します。



休憩スペース
(ウッドデッキ)

多機能トイレ

②利用者にやさしい施設

段差解消などのユニバーサルデザインであるとともに、乳幼児連れの方に配慮したブースを設けた、すべての利用者が快適に利用できる施設です。



車いす用駐車スペース

③安心・安全な施設

W造・RC造の混構造で、適材適所の木造化により、海風による塩害被害や北陸ならではの積雪荷重に対応した、安心して利用できる施設です。



手洗スペース

男子トイレ

女子トイレ

④維持管理しやすい施設

深い軒による日射のコントロールと雨や積雪による外壁劣化等を防止し、施設の長寿命化を図ります。

⑤環境負荷低減施設

自然換気や屋根・壁から自然採光を取り込むなど、自然エネルギーを活用した施設です。

⑥木のぬくもりがある施設

地場産材を活用し、木部を極力見せることで、視覚、嗅覚から木のぬくもりを感じることが出来る空間を提供します。



トイレエントランス



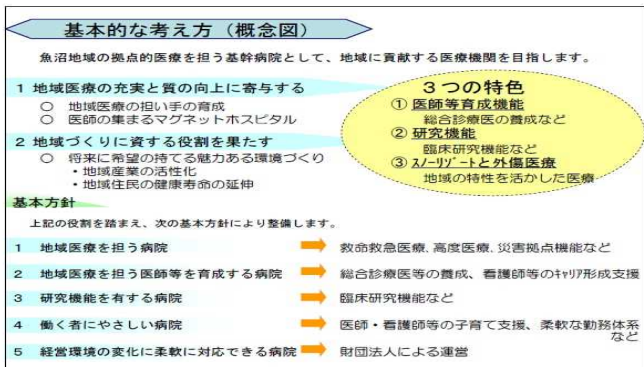
木材を使った銘板

地域医療連携と医療人の育成

新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院の完成

(新潟県土木部都市局営繕課)

本病院が立地する新潟県魚沼医療圏は、これまで圏域内に救命救急センターがなく、また、放射線治療や地域周産期医療（NICU等）を担う医療機関もなかったことから、救命救急医療、高度医療が十分に受けられない状況にありました。その対策として、本病院は、下図による基本的な考え方にに基づき、地域の拠点医療（三次救急、紹介外来、急性期入院等）を担う「基幹病院」として整備され、平成27年6月に開院しました。



1. 施設の概要

所在地：新潟県南魚沼市浦佐4132番地

敷地面積：19,162.18㎡

延床面積：33,549.31㎡（附属建物除く）

建物規模：

病院棟 RC造9階建て（基礎免震構造）

センター棟 RC造2階建て（耐震構造）

病床数：454床（一般病床400床、精神病床50床、感染症病床4床）

工期：平成24年3月～平成27年3月



2. 施設の特徴

(1) 病院棟

1階に設置された、ER型で冬期のスポーツ事故等にも対応する「救命救急・外傷センターER」は、直通エレベーターにより3階の手術室、ICUと連携した運用が可能となっています。また、1階の放射線部門（リニアック、MRI、RI等）、4階の「周産期母子医療センター（分娩、NICU、GCU等）」や、電子カルテ、ナースコールと連動したスマートフォンにより構築された院内情報ネットワーク等により、圏域に不足していた救命救急医療、高度医療の充実を図っています。さらには基礎免震構造の採用、屋上階ヘリポートの設置等により災害拠点機能を確保し、豊富な地下水を活用した地下水膜濾過給水設備は、災害時でも非常用発電機（5日間運転可能）による自立供給が可能となっています。



病院棟1階：中央待合ロビー

(2) センター棟

本病院の特色である「医師等育成機能」、「研究機能」確保のため、幅広い臨床能力を持った総合診療医等を育成する「新潟大学地域医療教育センター」の一部、地域の特性を活かした最先端のコホート研究を行う「魚沼臨床研究センター」を設置しています。

「公共建築の日及び公共建築月間」関連イベント

官庁施設の津波対策を紹介

(営繕部計画課、金沢営繕事務所)

官庁施設は、地震や津波等の自然災害が発生した場合、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、また、その後の被災地における行政サービスの提供に極力支障が生じないよう、必要な機能を確保することが求められています。

今般、北陸地方整備局営繕部では、「公共建築の日及び公共建築月間」の関連イベントとして、1964年の新潟地震による官庁施設の被災写真とともに、東日本大震災による庁舎等の被災状況を踏まえた官庁施設の津波対策について、全国各地の津波対策事例も交えたパネル展を新潟県内6箇所、石川県内1箇所、計7箇所で開催しました。

◆パネル展スケジュール

展示場所	展示期間
新潟美咲合同庁舎 1号館 1階エントランスホール	11月2日(月) ～11月24日(火)
新潟県上越振興局本館内 県民ギャラリー	11月4日(水) ～11月10日(火)
佐渡市 あいぼーと佐渡 1階ホール	11月13日(金) ～11月29日(日)
新潟市 東区役所 1階ロビー	11月25日(水) ～12月4日(金)
石川県庁 19階展望ロビー	11月27日(金) ～11月29日(日)
新潟市役所 本館 1階ロビー	12月4日(金) ～12月11日(金)
NEXT21 1階アトリウム	12月7日(月) ～12月11日(金)

※上記以外に、H27.11.7に新潟東港で行われた「H27大規模津波防災総合訓練」特設ブースにて同パネルを展示しました。

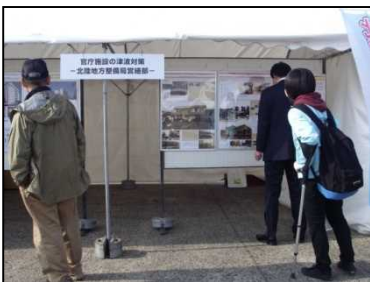
◆官庁施設の津波対策

ソフト(施設管理上の対策)とハード(施設整備上の対策)の一体的な対策によって、津波のレベルに応じた業務上の『機能確保の目標』を達成。

◆ソフトとハードの一体的な対策による施設の機能確保の概念

◆新潟地震(1964)に伴う津波や液状化による官庁施設の被災状況

◆全国の官庁施設における津波防災対策事例(石巻港湾合同庁舎)



◆全国の官庁施設における津波対策事例

- ・石巻港湾合同庁舎(宮城県石巻市)
- ・清水港湾合同庁舎(静岡県清水区)
- ・日和佐地方合同庁舎(徳島県美波町)
- ・小松島みなと合同庁舎(徳島県小松島市)
- ・高知港湾合同庁舎(高知県高知市)

▲パネル展示状況(H27大規模津波防災総合訓練会場特設ブース)

安全対策を再認識し徹底するために

平成27年度 営繕工事安全連絡会議を開催

(営繕部保全指導・監督室、金沢営繕事務所)

北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所は、「平成27年度営繕工事安全連絡会議」を開催しました。

「営繕工事安全連絡会議」において、現在工事中の受注者の現場担当者に対して、昨今の建設労働災害の事故発生状況や課題等を紹介し、工事中の安全対策についての意見交換を行い、建設労働災害の撲滅と安全意識の高揚を図りました。

新潟会場では、新潟労働基準監督署長から建築工事にかかる労働災害防止の講話をいただきました。

4. 「新潟県警察学校屋上改修工事の現場安全点検」

現在工事中の同現場内を参加者一同が巡視点検を行い足場、作業場所、仮設物などの安全対策に対する状況を確認し、さらなる安全対策の改善点などの意見交換を行いました。



会議状況（新潟会場 新潟労働基準監督署長講話）

営繕工事安全連絡会議開催状況

開催日	平成27年11月5日	平成27年11月17日
開催地区	新潟県	富山県・石川県
開催会場	新潟県警察学校	金沢駅西合同庁舎

【安全連絡会議の内容】

1. 「工事事務発生状況及び事故事例」

北陸地方整備局管内での過去10年程度の事故発生状況の分析結果と実際に発生した事故例を紹介しました。

2. 「営繕工事の事故防止対策」

建設工事では、足場からの墜落事故が多いため、労働安全衛生規則の改正での「手すり及び中さんに加え、幅木を設置する」ことの重要性を説明しました。

3. 「各工事現場における安全への取り組みの紹介」

現在工事中の受注者から、入居者が業務を行いながらの工事であるため、受注者のみならず、さらに入居者等に対する安全対策も講じた取り組みの紹介がありました。



屋上での現場安全点検（新潟会場）



会議状況（金沢会場）

フロン管理はあなたの担当！ 点検を実施しましたか？

業務用冷凍空調機器の点検（フロン排出抑制法）

（営繕部保全指導・監督室）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が平成27年4月から施行されています。施行に伴い、フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍空調機器（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器）の管理者（機器の所有者等⇒施設管理者）には、適正な使用環境の維持・保全、冷媒漏えい防止のための機器点検、漏えい時の修理（繰り返し充填の原則禁止）、機器整備の結果の記録・保存等が義務付けとなりました。

1. 点検

管理を行うため、施設で使用している業務用エアコン（ガスヒートポンプも含む）等の設置状況について確認して下さい。

写真1 機器能力の確認

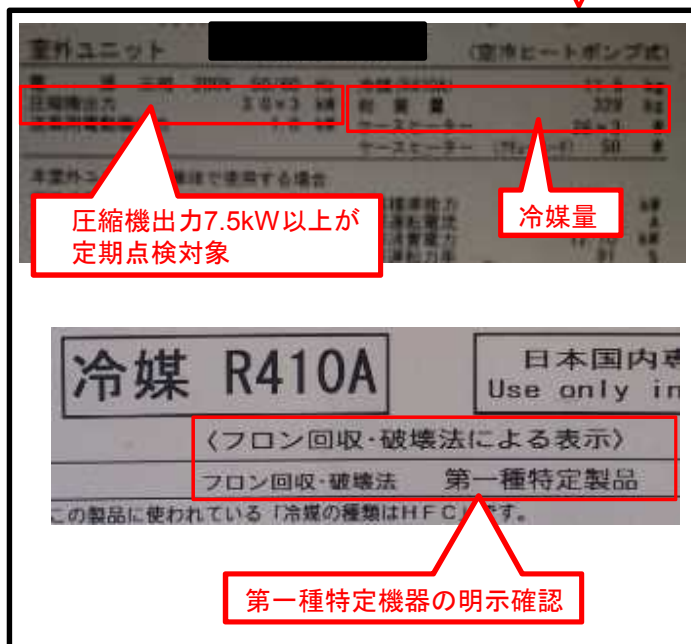
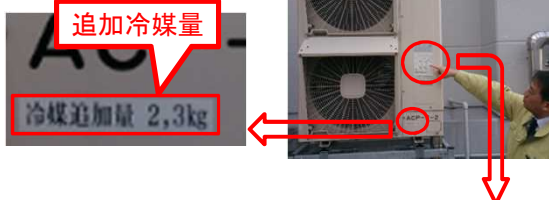


写真1 機器能力の確認のように室外機に貼付してあるシールにて確認して下さい。平成14年4月以降販売された業務用機器には貼付されたシールに第一種特定製品、フロンの種類や量等が表示されています。平成14年4月以前の機器や不明な場合は製造メーカーや専門業者などに確認して下さい。家庭用エアコンは第一種特定製品ではないので、フロン排出抑制法の充填の基準は適用されません。

また、室外機が標準より離れた位置に設置された場合は写真1のように冷媒を追加している場合もあります。

①簡易点検

使用する全ての業務用冷凍空調機器について、**3か月**に**1回以上**行うよう定めています。**簡易点検は管理者の目視による外観検査**となり、表1 簡易点検により管理者が実施することになりますが、専門業者に依頼しても構いません。

表1 簡易点検

点検項目		推奨点検頻度
室外機点検	<ul style="list-style-type: none"> 機器の異常振動・異常運転音（安全で容易に点検出来る場合） 機器及び機器周辺の油のにじみ（安全で容易に目視が出来る場合） 機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆びなど（安全で容易に目視が出来る場合） 	1回/日以上
室内機点検	<ul style="list-style-type: none"> 熱交換器の霜付きの有無（安全で容易に目視が出来る場合） 	1回/日以上

②定期点検

7.5kW以上の機器について、専門業者などの十分な知見を有する者により行い、表2 定期点検の点検頻度を実施することになります。

表2 定期点検

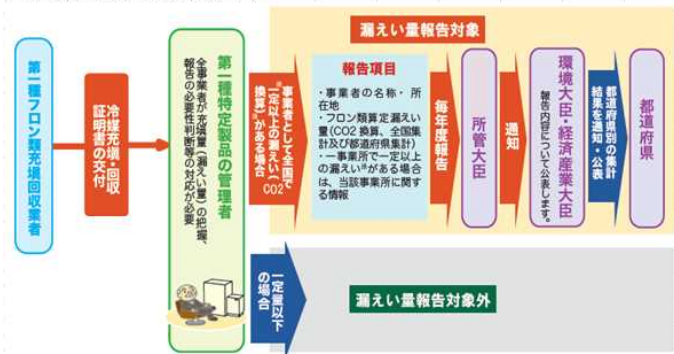
機種	圧縮機電動機定格出力*	点検頻度
エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

2. フロン類の漏えい量の算定・報告

算定漏えい量は、追加充填した総量を漏えい量とみな

すこととし、管理者は第一種フロン類充填・回収業者が発行する充填・回収証明書から漏えい量を算定します。報告は、図1 フロン漏えい量報告フロー図の手順より、翌年度の7月末日までに所管大臣に行います。

図1 フロン漏えい量報告フロー図



※ 一定以上の漏えい … 一年度内に1,000 t-CO2以上。代表的な冷媒であるR-22やR-410Aであれば約500kg以上に相当する

$$\text{算定漏えい量 (CO2-t)} = \sum (\text{冷媒番号区分ごとの} \frac{(\text{充填量 (kg)} - \text{整備時回収量 (kg)}) \times \text{GWP}}{\text{II 漏えい量}}) \div 1000$$

3. 点検履歴の保存

機器の点検・修理、冷媒の充填・回収の履歴等を記録し、機器の廃棄まで保存します。

4. 漏えい時の修理

フロン類の漏えいまたは故障等を確認した場合は、確認したフロン類の漏えいまたは故障等に係る点検を実施し、修理を行う必要があります。修理を行うまで、原則として機器へフロン類の充填を行えません。

5. 罰則

管理者、整備者及び廃棄等実施者を対象とした罰則は以下のとおりです。

①みだりに放出

特定製品からみだりにフロン類を放出すると、**1年以下の懲役または50万円以下の罰金**

②命令違反

都道府県知事または主務大臣からの指導・助言、勧告、命令を経て、なおその命令に違反した場合には、**50万円以下の罰金**

勧告・命令対象となる義務は、表3勧告・命令対象義務のとおりです。

表3 勧告・命令対象義務

対象者	勧告・命令対象となる義務	監督行政庁
第一種特定製品の管理者(圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器を一台以上使用等する者)	判断基準の遵守(法第16条第1項)	都道府県知事
第一種特定製品整備者	充填委託(法第37条第1項)	都道府県知事
	充填委託時の管理者名称等の通知(法第37条第2項)	都道府県知事
	回収委託(法第39条第1項)	都道府県知事
	回収委託時の管理者名称等の通知(法第39条第2項)	都道府県知事
	回収フロン引渡(整備時)(法第39条第4項)	都道府県知事
	再生証明書の回付・写しの保存(法第59条第3項)	環境大臣・経済産業大臣
第一種特定製品廃棄等実施者	破壊証明書の回付・写しの保存(法第70条第2項)	環境大臣・経済産業大臣
	フロン類引渡(法第41条)	都道府県知事
	行程管理票制度に基づく書面の交付・保存(法第43条第1項～第4項、法第45条第3項)	都道府県知事
	引取証明書の交付がなされない場合等の報告(法第45条第4項)	都道府県知事

③虚偽報告、検査拒否

都道府県知事または主務大臣からの報告徴収があった場合に、報告しなかったり、虚偽報告をしたりすると、**20万円以下の罰金**

また、都道府県または国の職員の立入検査または収去を拒み、妨げ、または忌避した者についても、**20万円以下の罰金**

④算定漏えい量の虚偽報告

算定漏えい量報告の対象事業者であるにも関わらず、報告せず、または虚偽の報告をした事業者について、**10万円以下の過料**

6. 問い合わせ先等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の内容について、環境省HPに掲載していますので、ご覧ください。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/

環境省HPには簡易点検の参考資料として、(財)日本冷媒・環境保全機構及び(社)日本冷凍空調設備工業連合会の『簡易点検の手引き』がリンクされていますので、参考にして下さい。

http://www.env.go.jp/earth/furon/files/tebiki_kanitenken.pdf

保全の豆知識-2 雪害などにより不具合が起きていませんか？

雪解け後の外部回りの点検

(営繕部 保全指導・監督室)

今回は落雪、除雪、雪解けなどにより、施設に多く見受けられた不具合事例をいくつか紹介します。

皆さんが管理する施設でも同じような状況になっていないか、一度点検確認をお願いします。

【事例1：落雪による損傷】

屋上等から積もった雪が落下する場所で雪囲い等の対策を行っていない箇所は点検が必要です。

①エアコンの室外機

外壁上部から雪庇が落下し、室外機用フードが変形しています。(写真1)

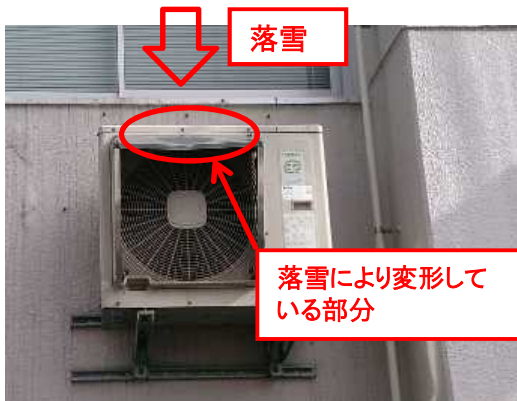


写真1 室外機用フードが変形

②雨水用ドレン配管

雪庇が落下し、雨水用ドレン配管の継手が外れて、駐車場に流れ出ています。(写真2)



写真2 雨水用ドレン配管が破損

【事例2：除雪業者による損傷】

機械除雪を行った箇所（車止め、縁石、誘導ブロックや植栽等）は、点検が必要です。

①駐車場内の車止め

除雪作業により駐車場内の車止めを、車止めの固定が取れた。(写真3)



写真3 車止めが破損

②構内通路部分の誘導ブロック

除雪作業により構内通路部分の誘導ブロックを破損した。(写真4)

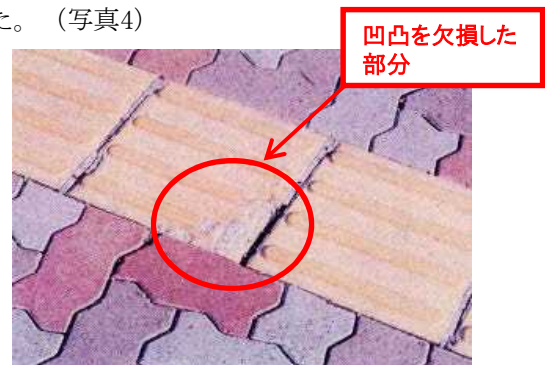


写真4 誘導ブロックを欠損

③構内のアスファルト舗装の区画線

除雪作業により構内のアスファルト舗装の区画線を欠損した。(写真5)



写真5 アスファルト舗装の区画線の欠損

④緑地帯の縁石

除雪作業により緑地帯の縁石を押し縁石がズレ、アスファルト舗装との間に隙間が生じた。(写真6)

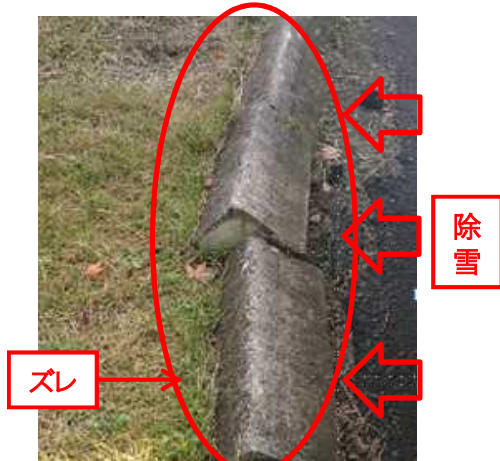


写真6 縁石のズレ

【事例3：凍結による損傷】

外部の手すりや外灯の基礎などにクラック（ひび）等があった箇所は補修が必要です。

手すりとコンクリート基礎との隙間に、浸入した水が凍結し、コンクリート基礎部分を破損した。

(写真7)

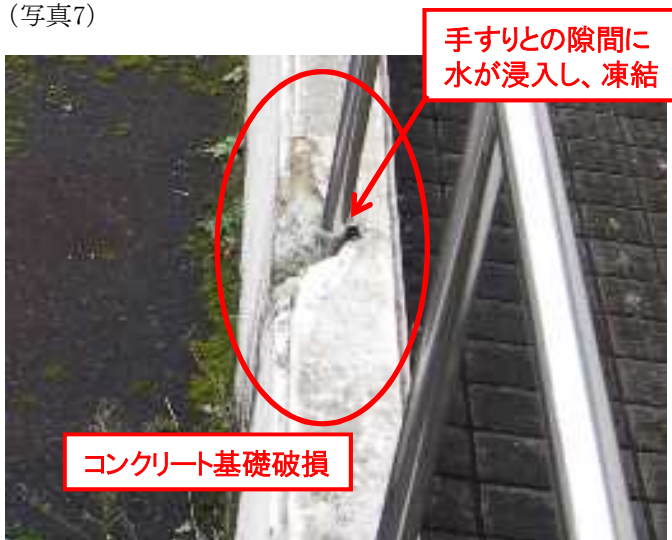


写真7 手すり基礎の破損

【事例4：点検・清掃不足による屋上のプール化】

屋上ルーフドレンは、定期的に点検・清掃が必要です。

屋上ルーフドレンの点検・清掃を怠っていたため、目詰まりを起こし、雪解け水が排水されずにプール化した。(写真8,9)



写真8 ルーフドレンの目詰まり状況



全景



写真9 ルーフドレンの目詰まりによる屋上のプール化の状況

■ 不具合情報について

【誘導灯メンテナンス後の表示板落下】

東芝ライテック(株)製の埋込形高輝度誘導灯（冷陰極ランプ搭載形）において、ランプやバッテリー交換などのメンテナンスを行った後、極めて希に表示板部分が落下する可能性があることが判明したため防止対策を進めています。

詳細について、東芝ライテック(株)ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.tlt.co.jp/tlt/information/seihin/notice/correctly/20150625/20150625.htm>

また、設置から10年を経過した照明器具は、事故が多くなるため、日本照明工業会では点検及び交換を推奨しています。日本照明工業会ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.jlma.or.jp/siryo/pdf/pamph/10yearsTenken.pdf>

■ 官庁営繕の「Q&A」

国土交通省では、これまでに寄せられた相談を踏まえ、主な相談と回答をまとめた「Q&A」、公共建築の品質確保を図るための技術基準及びマニュアルを官庁営繕部ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000063.html

■ 施工管理技術検定試験合格証明書の

申請手続きについて

合格証明書の申請手続きについて、北陸地方整備局営繕部ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

北陸地方整備局営繕部は、新潟県、富山県及び石川県在住の方の下記資格について、再交付・書き換え窓口となっています。

資 格 名	受付担当課	電 話 番 号
建築施工管理技士		
電気工事施工管理技士	営繕部 計画課	025-280-8880（代表）
管工事施工管理技士		

■ 工事・業務発注見通し及び入札公告に関する工事概要について

北陸地方整備局営繕部及び北陸地方整備局金沢営繕事務所における工事・業務発注見通し及び工事概要を下記ホームページに掲載しています。

北陸地方整備局営繕部

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

北陸地方整備局金沢営繕事務所

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawaeizen/>

■ 公共建築相談窓口

北陸地方整備局営繕部では、公共建築に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるための「公共建築相談窓口」を設置しています。

この窓口では、公共建築工事の円滑な施工確保の取組として、公共建築工事の予定価格設定等に関する相談の受付も行っています。

お気軽にご相談ください。

○ 北陸地方整備局営繕部計画課

TEL: 025-280-8880 (内線5153)

(保全関連は内線5512)

FAX: 025-370-6504

e-mail: pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp

メールでのお問い合わせの場合は、機関名または会社名と担当者等をご記入下さい。

○ 北陸地方整備局金沢営繕事務所技術課

TEL: 076-263-4585

FAX: 076-231-6369

■ 出前講座

北陸地方整備局では、行政の透明性の向上と国民との対話を重視したコミュニケーション型国土行政の推進に向けた種々の取り組みのひとつとして、職員が直接、国土交通省の施策内容や地域の方向性等について話をさせていただくとともに、地域の各種ニーズや生の声を聞かせていただき、行政にも反映させていくために、『出前講座』を実施しています。

『出前講座』の利用方法や講座のメニュー等を下記ホームページに掲載しています。

お気軽にご相談ください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/tiiki/manaviva/index.html>

えいぜん通信@北陸 平成28年1月発行



北陸地方整備局営繕部

ホームページアドレス

TEL025-280-8880 (代表) FAX 025-370-6504

<http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/index.html>

北陸地方整備局金沢営繕事務所

ホームページアドレス

TEL076-263-4585 (代表) FAX 076-231-6369

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawaeizen/>

『えいぜん通信@北陸』は、公共建築に関する取り組みを情報発信しています。

北陸地方整備局のホームページで北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所の業務全般及び『えいぜん通信@北陸』を紹介しております。どうぞ、ご覧ください。